

杵築市北台南台伝統的建造物群保存地区  
保存計画

改正 令和元年7月31日告示  
(杵築市教育委員会告示第6号)

大分県杵築市

# 杵築市北台南台伝統的建造物群保存地区保存計画

## 目次

第1章 保存計画の基本事項	1
1 保存計画の目的	
2 保存地区の名称・面積・区域	
3 地区の概要	
第2章 保存地区の保存に関する基本計画	1
1 保存の方針	
(1) 保存地区の沿革	
(2) 保存地区の現状	
(3) 保存地区の特性	
(4) 伝統的建造物の特性	
(5) 保存の方向	
(6) 保存の内容	
第3章 保存地区における伝統的建造物及び環境物件の特定	10
1 伝統的建造物	
(1) 建築物	
(2) 工作物	
2 環境物件	
第4章 保存地区内における建造物等の保存整備計画	11
1 保存整備の考え方	
2 保存整備計画	
(1) 伝統的建造物の修理	
(2) 伝統的建造物以外の建造物の修景	
(3) 環境物件の復旧	
(4) 環境物件以外の環境要素の修景	
第5章 保存地区の保存のために特に必要と認められる助成措置等	12
1 経費の補助	
2 技術的援助	
3 固定資産税等の軽減	
4 保存団体への助成	
第6章 保存地区の保存のため必要な管理運営及び設備並びに環境の整備計画	12
1 管理施設等	
2 防災施設等	
3 景観・住環境の整備等	
第7章 保存地区の活性化施策	13
1 まちづくりの推進	
2 空き家対策	
3 周辺環境の整備	
表1 修理・復旧基準	
表2 修景基準	
表3 許可基準	
表4 伝統的建造物（建築物）	
表5 伝統的建造物（工作物）	
表6 環境物件	
図1 保存地区的区域	
図2 伝統的建造物（建築物）の位置	
図3 伝統的建造物（工作物）の位置	
図4 環境物件の位置	

## 杵築市北台南台伝統的建造物群保存地区保存計画

杵築市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成28年杵築市条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、杵築市北台南台伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画を次のように定める。

### 第1章 保存計画の基本事項

#### 1 保存計画の目的

この保存計画は、現在に至るまで継承されてきた、保存地区の「屋敷地割と町並み」、それらを彩る「天神祭りなどの文化遺産」、また構成する物件などによって形成されている「歴史的風致」を守り伝えるため、行政が地域住民と協力しながら保存・整備を進めるとともに、地域全体の活性化と生活環境の向上、及び杵築市の文化的価値向上に資することを目的とする。

#### 2 保存地区の名称・面積・区域

保存地区の名称　　杵築市北台南台伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群の面積　約16.1ヘクタール

保存地区の区域　　杵築市大字南杵築字本丁及び字カブト石の全域並びに大字杵築字下町、字谷町、字北台、大字南杵築字梅ヶ小路、字台茶屋及び字裏丁の各一部（区域については図1に示す）

#### 3 地区の概要

杵築市は、大分県の北東部、国東半島の南部に位置する。北は両子山を望み、西は鹿鳴越山系、雲ヶ岳などなだらかな山々に囲まれ、東・南は別府湾に面している。行政区画としては、国東市・豊後高田市・宇佐市・日出町に隣接し、近世の速見郡・国東郡の村々を範囲としている。

保存地区は、南の八坂川と北の高山川に挟まれ、東にある守江湾に向かって長く延びる岬と背後の台地上にあり、その台地は西から東へ流れる谷川によって南北に分断され、北部は北台、南部は南台と呼ばれている。近世ではその両台地上は杵築藩の家老以下の主立った武士の居住区であり、近代以降は近世の旧屋敷地割りを良く残しつつ近現在の住宅が建てられているが、武家住宅も残されている。

### 第2章 保存地区の保存に関する基本計画

#### 1 保存の方針

##### （1）保存地区の沿革

杵築市域は、古代には宇佐神宮の神宮寺であった弥勒寺領の荘園であったが、

中世初めに大友氏2代の親秀の6男親重が速見郡に武者所を与えられ、「豊陽志」によれば、建長2年（1250）に速見郡八坂郷木付ノ庄に入ったといわれている。親重は、現在杵築城跡のある高山川の河口付近より2.5kmほど内陸に竹ノ尾城を築城し、2代目能重からは大友姓を改めて、地名の木付を姓とした。応永元年（1394）、木付氏4代頼直は、竹ノ尾城から現在の河口付近の台山に城を造り本拠を移した。これが、杵築城の始まりである。木付氏は文禄2年（1593）の大友氏の豊後除国により杵築を離れた。

その後、豊後国は豊臣秀吉の蔵入り地となるが、当時の豊後支配については、不明なところが多い。『杵築市誌』（平成17年）によれば、杵築地方は、秀吉臣下の杉原長房・早川長敏らが配置されたといわれている。秀吉没後の慶長5年（1600）2月、丹後領主であった細川忠興に豊後国速見・国東郡の内で6万石が与えられ、松井康之・有吉立行が城代として杵築に拠点を置いた。

慶長5年9月大友義統の豊後奪回のための戦いで、城内に立てこもった松井・有吉らに攻撃がかけられ、城と町が一部焼失したといわれている。慶長6年（1601）に城代の松井氏が、城の再建に着手した。「松井家先祖由来附」（八代市教育委員会所蔵）によると、慶長13年（1608）に落雷により天守が焼失し、慶長17年（1612）には再度天守が築造された。しかし、元和元年（1615）には、一国一城令を受けて、台山にあった天守を含む杵築城は破却された。その後、城としての機能は台山北麓に移った。寛永9年（1632）まで細川小倉藩による支配が続き、その後は小笠原忠知が13年間領有した後、正保2年（1645）には、能見松平氏7代の松平英親（杵築藩初代）が3万7000石で入部した。後に、分知を行い3万2000石となる。

松平杵築藩は明治維新まで10代にわたってつづき、途中正徳2年（1712）からは「木付」を「杵築」と改めた。小藩ながらも府内藩と並んで豊後2藩の譜代大名として「御在所交代」や幕府城詰米の保管庫としての千石蔵の設置など独自の地位を与えられていた。

杵築藩は、17世紀後半から地域の主要産業として生産が始まった七島蘭をひとつ基盤として経済成長していった。『大分県史』によれば18世紀末期には府内・日出・杵築など別府湾沿岸の各藩領で年間20万束（畠表10枚で1束）の生産のうち、10万束が杵築藩地域での生産であった。

その豊かな経済と好学であった歴代藩主の影響により、領内の教育は充実し、豊後の三賢に数えられる三浦梅園を輩出するに至った。梅園が藩主の諮問に答え、天明6年（1786）の丙午の年に記した「丙午封事」により教育の方針が示され、北台に設置された藩校學習館にて藩士の子弟にその教育が実践された。また学間に留まらず、杵築藩士の中には杵築画壇を牽引した南画家十市石谷なども現れて芸術も花開いた。このように多くの文化人や学者を輩出したことから周辺地域からは「文教の地杵築」と称された。

18世紀末の作成と比定される「杵築城図（金子絵図）」（個人所蔵）によれば、御殿から続く勘定場の坂上には、家老丁に当時筆頭家老の中根斎（現大原邸）や岡藤助（現能見邸）などが大きな屋敷を構え、その他も榎並喜左衛門（現磯矢邸）、加藤助左衛門（天明8年以後藩校学習館）など家老を務めた経験のある350石取以上の藩士らの居住地があった。一方、酢屋の坂を降り、塩屋（志保屋）の坂を登った南台には、中根長右衛門（現中根邸）や大原勘七らが住む家老丁のほかに、藩主の菩提寺である養徳寺へ通じる本丁を中心に、松・竹・梅の3小路や裏丁に面して平井一郎左衛門や石田源介など100石取以上の奉行職を務めた藩士らが住み、幕末期に描かれたと思われる南台本丁通りの絵図「南台本丁武家屋敷町筋図」（杵築市立図書館所蔵）によれば土塀と門で囲われた武家屋敷らしい道路景観を形成していた。

近代に入ると杵築藩の藩士は、官吏、軍人、教師、巡査などになった者が多く、代々家を守り続けている家もある。

中には、中央に出て活躍するために杵築を離れた者もあった。それらの空き屋は、子孫によって管理され続けられるか、売却されるかであった。

空き家の購入者は、『(旧)杵築市誌』（昭和43年）によれば、明治5年に制定された徵兵令の特典であった長男徵兵免除を求めて、二男三男が廃家を求め、家を再建する名目で養子に行った元藩士が多かったようである。

一方、商家や農家では七島蘭による経済成長が続いた。日豊本線と軽便鉄道の国東線が開通すると、付近の七島蘭が杵築に集積・売買され、鉄道のほか守江湾から船で運び出され、関東や東北、あるいは中国大陸まで販路を広げた。こうして流通経路が確立されると、荷揚げ場であった六軒町周辺には問屋、仲卸の豪商が軒を連ね、七島蘭を育てて織った疊表を市内の問屋まで売りに来た農家などが、その代金を消費したので繁栄した酒屋や飲食業などの商家には、隠居宅として武家地を購入する者もあった。

こうして北台と南台は、武家地らしい規模が大きい宅地と、大原邸などの武家住宅や、商人などによる近代以降の和風住宅が建てられて、近世から近代にかけての建造物が建つ町並みを、今も良好に残している。

## （2）保存地区の現状

昭和30年（1955）～48年（1973）頃まで、わが国は高度経済成長を遂げ、歴史的町並みや自然環境が国土開発と都市化の推進によって全国的に急速に失われていった。しかし、杵築においては、近世の城下町の面影が色濃く残された。昭和45年（1970）には、多額の寄附金によって杵築城の模擬天守が建築されたのである。この建築については、歴史的には一国一城令によって、江戸期前半には既に天守が消滅していることから、市民の間に多くの賛否が論議されたが、「城下町のシンボルとしての天守の存在」は、市旧城下町が歴史的町並

みであるという認識に対して、一段と市民の自覚・理解を強めるきっかけとなつた。

その後、歴史的町並みの保存とまちの活性化の調和を図っていくことがまちの発展につながるとの認識に立ち、杵築市では、必要な調査を専門家に依頼し、それらの報告を得て、梅園文庫を内包した杵築市立図書館の建設など様々な施策に取り組んできた。

昭和56年（1981）には、歴史文化環境整備計画策定事業及び伝統的建造物群保存対策調査の報告がまとめられ、城郭と武家屋敷及び町屋を含んだ城下一体を歴史的町並みとして保存すべきとする見解が示されている。しかし、その一方で、旧町家地区については、道幅が狭く駐車場がないなどの不便さから商店街の客足が年々減少しており、まちが寂れしていく現実もあった。町並みの保存か道路の拡幅かで意見が分かれていたが、最終的には、地元の強い要望もあり街路拡幅事業の実施を決定した。そして、昭和57年（1982）、町並み保存との調和を図りながら事業を進めるという条件のもとで、旧町家地区内の都市計画道路の整備事業が開始された。この事業計画の進行にはいくつかの課題があり、歴史的町並みの保存と道路整備との在り方について地域住民の間で論議され、これらに関する調査研究が進められた。

次いで、平成2年の杵築地区居住環境整備街路事業調査報告書をふまえ、平成4年には都市計画道路の変更と新たに13路線を歴史道路とする都市計画が決定された。これに基づき北台、南台の武家屋敷地区に決定された歴史道路を対象にして、町並み整備と一体となった歴史道路の整備方向について調査検討が行われた。その中で、坂道のある城下町としての風情ある杵築の道づくり、その道沿いの歴史的な土塀、石垣・石積み、石段、道路の排水などは極力保全・復原を図ることや、歴史道路の舗装は本来「土」であったことを考慮して基本的に土質系舗装とするなどの提言がなされた。これを基に杵築地区歴史道路整備計画事業が平成5年から3期に分けて平成16年まで12年間で実施された。

平成8年3月15日に「杵築市旧町家地区地区計画」が都市計画決定を行い、旧町家地区の建築物の用途、壁面の位置、高さの制限などの規制措置を定め、城下町杵築にふさわしい景観を再生し、親しみと愛着の持てる町並みづくりの保全を図ることを目的としている。平成20年11月20日には、その地区計画区域を南北両台の武家屋敷地区にまで広げ、「杵築市城下町地区地区計画」として変更決定を行い、現在、更なる町並みの保全を図っている。

### （3）保存地区の特性

杵築の城下町は、城山を含む城郭区と、台地上の武士の居住区、谷川沿いと台地の下や端にある町人の居住区、そして南台の西辺を占める寺院区に分けられており、武士の居住区は、北台と南台、そして北台の北に連なる古野を中心に配置

されていた。

こうした城下町の骨格は、慶長6年（1601）に城代となった松井康之の頃に基盤が形成され、その後の小笠原忠知を経て、能見松平氏の時代に城下町の構成がほぼ定まったとされている。

しかし、街区を造成する際に使用される間竿の種類を分析する測地尺調査によると、城郭区の周囲にある城鼻や下町、あるいは家老などの大身藩士の屋敷が並ぶ北台の東部と北部、南台の北部と南部などは、古野地区と合わせて中世段階に形成された街区の規模・形状を継承している可能性がある。

また、石垣の調査でも、慶長年間に築かれたと推定される石垣が、杵築城一帯に加えて、北台の勘定場の坂や酢屋の坂付近の水路などに多く点在し、南台では塩屋（志保屋）の坂の基礎構造が、藩主御殿の下層と同様の近世初期の古い野面積みの石垣である可能性が指摘されており、北台と南台の坂の構造は、江戸時代の初期に整備されたと考えられる。

以上から、武士の居住区が高台を占有して、町人の居住区が台地の間を流れる谷川沿いと、南台の麓や北台の西辺などに置かれた城下町の構造は、室町時代に木付氏によって築かれた台山城と城下の構造を基盤としている可能性があり、この点に杵築の特異な街区構成と景観特性が生まれた原因があるとも推測され、さらなる調査が必要である。

保存地区である北台と南台に広がる武家屋敷は、近世には上層藩士の居住区であった。北台の勘定場の坂から延びる家老丁と、南台の塩屋（志保屋）の坂から延びる家老丁は、共に重臣の居住地であり、南台の家老丁から西へ延びる本丁通りとその北にある裏丁通り、あるいは本丁通りから南へ延びる松ヶ小路、竹ヶ小路、梅ヶ小路の各通りは、現在も往時の姿をよく残している。

武家屋敷は台地上の平坦な広がりに配されているので、屋敷地は地形に制約を受ける場所を除いて、ブロック割が施され、これを背割りにした形で割りつけられている。重臣の居住区であることから、各敷地の間口は広くとられ、家老などの大身の屋敷地は実質的には500～600坪程度で、300坪前後が平均的であった。南台の西南部に於いては当時の敷地の細分割化を経ての分譲などがみられるものの、江戸時代前半期（延宝～元禄頃）の屋敷地割が、そのまま踏襲されている場合が多く、分割されている場合も2分割あるいは4分割にとどまり、近世の武家屋敷の地割と景観の特色を残している。「杵築城図（金子絵図）」（個人所蔵）には、当時の武家居住者の姓名が記されており、それぞれの役職や知行高が確認でき、宝暦～文政初年作成の「居宅考」（個人所蔵）からは、その屋敷居住者の変遷も理解できる。

保存地区内の伝統的建造物は、18世紀末以降の武家屋敷と概ね昭和30年（1955）までに建てられた和風住宅の主屋と門、離れ、土蔵などの付属屋からなる建築物と、塀、門柱、石垣、道路、通路の一部を構成する石段、石積み側溝な

どの工作物からなり、環境要素としては武士の居住区画であることを示す庭園、樹木、生垣、竹などである。

武家屋敷の道路側は、ほとんど土塀であったことが、「南台本丁武家屋敷町筋図」(杵築市立図書館所蔵) すべての屋敷が石積みの上の土塀となっていることによつて推測される。現在では土塀に代わり生垣が多く設けられている。

保存地区内の伝統的な建築物の時代分布については、江戸期のものは約4割で、明治期と思われるものが約2割、その他は大正期以降である。江戸時代のものが比較的集中してみられるのは北台の家老丁(勘定場の坂通り)、南台の松ヶ小路、竹ヶ小路、裏丁である。

松ヶ小路の南端部のように、新規の建物が道路に面して建つことにより特徴的な沿道景観を失つたところもあるが、全体として良好な歴史的風致を保持している。これは、屋敷地割が300坪平均という広さを持ち、主屋を道路より奥まつて建てることが多く、道路境には当時の石垣や生垣を残していることなどによる。

#### (4) 伝統的建造物の特性

##### <敷地構成>

杵築の町並みが台地と谷間の地形を活かして形成されていることから、平坦地だけでなく、傾斜地が多いため、武家屋敷の敷地は、石垣を築いて造成した。

敷地は四周に土塀を廻し、道に面して長屋門や薬医門などの門を開く。この藩政期の屋敷構えは北台の家老丁通りと南台の裏丁通りに良く残されている。門の形式は本来家格に対応していたと考えられるが、現在の門が建てられた江戸時代後期以降は対応関係が崩れていたようである。側面と背面は土塀として裏門は設けないのを基本とする。近代以降の門には石製の門柱も使用され、土塀に代わり生垣、竹垣、煉瓦塀や石塀とするものもみられる。

敷地の配置は門から5間程度入ったところに主屋を建て、門との間に前庭を設け、目隠しとなるソテツやマツ類などの樹木を植える。さらに玄関と門の位置を少しづらすなど、出入りの様子が道路から完全には見えないようにする場合が多い。家老であった大原邸のみ、門の正面に玄関を置く。また、主屋と門とは完全に平行ではなく多少振れている場合もある。

前庭の両側には土塀を建て、座敷側には中門を設ける。土間側には門を設げず、土間入り口が見えないようにする場合がある。主屋の側面と背面は広く開き、土蔵や納屋などの付属屋を設け、離れや茶室亭を建てる場合もある。

主屋の座敷に面した主庭をつくり、背面は野菜栽培など農業用途の広い庭をとるのが基本とする。多くの屋敷地で南東隅または鬼門にあたる北東隅に祠を置き屋敷神が祀られていた。

### <主屋>

武家屋敷の主屋は平屋建で寄棟造平入とし、四周に下屋をめぐらし、庭園に面して内縁を設ける。背後に角屋を付けるものがほとんどである。屋根葺材料は、草（茅）葺と瓦葺がある。小屋組を改造して瓦葺とした例もあり、瓦葺のものがほとんどである。下屋は全て瓦葺である。外壁は真壁造りの漆喰塗り仕上げを基本とし、軒裏は垂木及び野地板あらわしとしている。出入り口は、使う人の身分に合わせて東西棟の場合は南または北側から、南北棟の場合は東または西側から、式台付き玄関、内玄関、土間入り口の3つを設けるのが原則である。

式台玄関は、入母屋造の屋根をかけ、引き分けの舞良戸が多い。上屋の屋根よりも鎧葺風に一段下げて葺き降ろすものと、そのまま延ばしたものがあり、さらに格式が下がると、玄関が屋内に入り屋根だけが下屋より一段上げられたものと、下屋と同高のままのものがある。つまり、これら玄関の形式は、本来はもっとも明確に格式を反映していたと思われる。

次に主屋の平面形式は、主屋の表側を内玄関、式台付の玄関の間、次の間、座敷と原則として東へ一列に並べるか、座敷を鍵の手に配した接客空間とし、式台付玄関の間及び内玄関の背後に居間、仏間、台所の内向きの居住空間を取り、内玄関横に土間を設けるのが保存地区内の武家屋敷の間取りである。式台玄関には部屋幅いっぱいの大きな床の間を設ける場合が多い。ただし、付書院はなく、違棚を設ける例も少ない。座敷部分は、式台玄関の間から横に連続する場合と、直角に折れて奥に延びる場合があり、それぞれ引き違いの襖によって仕切られており、欄間は少なく、長押も一部にしか使わないなど、質素である。

また、庭に面しては、木製の雨戸と戸袋を設け、座敷との境には障子をめぐらしている。

近代以降に建てられた和風住宅の主屋や武家屋敷の材料を入手して建てられた長屋は、武士の居住区であったときの建物の配置などを踏襲し、平屋建、つし2階建または本2階建、寄棟造、入母屋造または切妻造、平入または妻入で、桟瓦葺とし、四周に桟瓦葺の下屋をめぐらせていている例が多い。外壁は真壁造りの漆喰塗り仕上げを基本とし、基礎部分には豆砂利洗い出し仕上げ、腰板は目板付き縦板張り仕上げが多く、一部横板張り押さえ縁付きとしている住宅もある。軒裏は垂木及び野地板あらわしが多いが、小舞付きの化粧野地もある。つし2階建の場合は、上屋と下屋の間の外壁を大壁造りの漆喰塗り仕上げとし、軒裏も漆喰塗り仕上げとしている例もみられる。また、窓を設ける例もみられる。建具には木製ガラス窓、雨戸や戸袋を設けるものが多い。

### <付属屋>

主屋以外の建築物には、離れ、土蔵、長屋門や四脚門などがある。

主屋に付随して建つ離れば、平屋建、つし2階建または本2階建、寄棟造、入

母屋造または切妻造、平入または妻入、桟瓦葺とし、周囲に桟瓦葺の下屋をめぐらしていたり、庇を腕木で支え、桟瓦葺や銅板葺きとする例もみられる。外壁は真壁造りの漆喰塗り仕上げとし、軒裏は垂木及び野地板あらわしとしている。

土蔵は2階建、切妻造平入または妻入、桟瓦葺、窓に瓦庇を設けている。外壁は大壁造りの白漆喰仕上げ、軒裏を漆喰で塗りこめており、波形仕上げとしている例もみられ、1階部の腰板を目板付き縦板張り仕上げとしている。

長屋門は平屋建、寄棟造、入母屋造または切妻造平入、桟瓦葺としている。建屋は道路に沿ってほぼ境界いっぱいに建てられているが、中央の出入口は、外壁線より半間ほど敷地側に入った位置にある。建具は両開きや引き分けの木製扉である。出入口の両脇には室を設け、それには小窓があり、縦格子を取り付けている。外壁は真壁造りの漆喰塗り仕上げとし、腰板を目板付き縦板張り仕上げまたは横板張り押さえ縁付きとしている。軒裏は、垂木及び野地板あらわしや荒壁仕上げとしている。

四脚門の場合は、保存地区内において1例確認できているのみだが、後述する薬医門と同様の配置をとり、本柱と控柱の間を荒壁仕上げとしている。

#### <工作物>

工作物としては、薬医門、土塀、煉瓦塀、石塀、門柱、石段、石積み側溝や石垣などがある。先述のように平坦地だけではなく、傾斜地が多く、至るところに石段や石垣が配されており、保存地区の重要な特性となっている。

薬医門の場合は、表通りから半間ほど引き込んで建てられている。門の基壇部を一段高めて、その前に石段を構える。ただし、薬医門の構造を探るもの、藩校学習館の門「藩主御成門」などのような特例を除くと、脇戸口が無く、扉を引き違いや引き分けとするものがほとんどで、正規の形式ではないものが多い。

土塀は、野面積み、布積みや乱積みなどの石垣の上に築かれており、上方にややせり出す曲面の形式もみられ、それら表面仕上げは漆喰仕上げにするものと荒壁仕上げのものとがあるが、現存する例では荒壁が多い。屋根は桟瓦葺、瓦にも古い瓦を残すものがあり、北台の勘定場の坂では江戸時代前半の軒平瓦が残されている。

近代以降は土塀に変わって鉛滓煉瓦を使用した煉瓦塀や切石をのみ切り程度の粗面とした、石塀や石製の門柱もみられる。

石段は、嘉永2年（1849）に酢屋の坂と番所の坂に土留のために切石を敷いた記録が「町役所日記」にある。また、勘定場の坂は駕籠による登降を、酢屋の坂や塩屋（志保屋）の坂では騎馬による登降を考慮したと思われる。番所の坂の石段は、城下に近づくにつれて道幅が狭くなるといった城下町への入口を考慮したデザインが為されており、飴屋の坂や岩鼻の坂にいたっては急傾斜で曲がりながら登るなど、勾配が強く、坂道のある城下町としての歴史的風致を様々な形

で彩っている。それらの坂道には、雨水を排水するために石積みの大きな排水溝が設けられている。また道路と敷地に段差がある場所も多く、その場合は門の前に石段を築き、その段差のある石段を道路側に突き出している。高低差が大きい時は、門の位置を変えないので規模（段数など）が大きくなった石段が道路に大きく突き出し、杵築らしい道路景観を生み出している。

石垣も、高低差を処理するために多くみられる。杵築城と同様に出角部に算木積み、あるいは築石部には自然の大きな野面石による布積みや鏡積みなどの技法を用いる近世初期の石垣に始まり、出角部に強い反りとキライあるいは築石部には加工石による乱積みや亀甲積みなどの明治～昭和期へと変化するものまで、長期間に亘る石積みが地域全体に重層的に構築されており、それら築造の時期・技術を違える変化に富んだ風情を残している点も、杵築の大きな特色である。なお、いくつかの門の近くでは、石垣を亀甲状の切石積みとし、周辺の野面積み石垣と段階的に合わせていくという石工衆の高度な構築技術が窺える箇所もみられる。

#### ＜環境物件＞

環境物件としては庭園、樹木、生垣、竹などがある。

庭園には前庭と主庭があり、前庭には先述のように目隠しとなるソテツやマツ類などの樹木を門と主屋との間に植える。その種子と葉が薬用になることも理由の一つから特にソテツが多い。主庭には庭石と樹木だけで構成される例が多いが、池を設ける場合は、ひょうたん形の小池が一般的である。大原邸などのように長手方向で8間程度の観賞用の池を設ける例もみられる。他に、座敷とは無関係の位置に藩が奨励した防火用の池があったが、多くは現在、埋め立てられて残っていない。

樹木にはウメ、マキ類、サクラ類、モチノキなどやツツジ類、サツキなどの低木がある。特に藩政時代にウメ、カキノキ、モウソウチクなどの食用や薬用にも供される樹木の植樹が奨励されたことから、現在でも北台と南台の旧武家屋敷にはウメの古木が残っている。

生垣にはマキ類、ササ類、カイヅカイブキ、スギなどがある。多いのはマキ類で、土塀跡に植えられた。また、茶の植栽も奨励されていたことからチャノキやマサキを生垣にしているところもある。ヤダケなど細めの竹を使った竹垣や竹藪が多くみられるのも武士の居住区らしい環境要素である。

#### (5) 保存の方向

保存地区は、北台、南台の両台地に整備された江戸時代前半期の武士の居住区としての屋敷地割をよく残し、その地割りを示す土塀、石垣、生垣がよく残っている。そして、その屋敷地上に江戸時代の平屋建の主屋と長屋門などの付属屋を構える景観と、それを継承する明治期の屋敷地もある。また大正、昭和前期の広

い敷地に本2階建で建てられた住宅もあり武家地の近世、近代の多様な景観を残している。その両台地を石段の坂道で結ぶことで、坂道のある城下町としての构筑独特の歴史的風致が形成されている。

これらを後世に守り伝えることを基本に据え、保存地区住民や市民、町並み保存・建築の専門家、学識経験者などが協力して、伝統的建造物群及びこれらと一体をなす環境の保全を図るとともに、魅力や活気に溢れた保存地区の創出に努めるものとする。

なお、保存にあたっては、保存地区住民の生活環境の快適性、利便性、防災機能の向上や保存地区の特性を活かした生活環境の整備にも努めるものとする。

#### (6) 保存の内容

- ①保存地区における伝統的な建造物の特性を維持し、概ね昭和30年（1955）までに建てられた建築物及び工作物を「伝統的建造物」と定め、保存の対象とする。
- ②保存地区における、伝統的建造物群と一体をなして価値を形成する物件を「環境物件」と定め、保存の対象とする。
- ③伝統的建造物の保存については、当該建造物の履歴調査に基づき、主にその歴史的な外観を維持、または然るべき旧状に復するための「修理基準」を定める。（表1）
- ④環境物件の現状維持及び復旧については、「復旧基準」を定める。（表1）
- ⑤保存地区内にある伝統的建造物以外の建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転については、当該保存地区の歴史的風致を維持するために、当該建築物等の位置、規模、構造、意匠及び色彩等に関して伝統的建造物群の特性に合致した「修景基準」（表2）を定める。
- ⑥修景基準を満たすことが困難な場合においても、伝統的建造物群の特性に配慮した「許可基準」を定める。（表3）
- ⑦保存は市及び保存地区的住民等が協力してこれを進める。

### 第3章 保存地区における伝統的建造物及び環境物件の特定

#### 1 伝統的建造物

次の建築物と工作物を伝統的建造物とする。

##### (1) 建築物（表4、図2）

概ね昭和30年（1955）までに建築された主屋及び離れ、長屋門、四脚門、土蔵等の付属屋等で保存地区内の伝統的な特性をよく維持していると認められる建築物。

##### (2) 工作物（表5、図3）

保存地区内の伝統的な建築物と一体をなすもので、概ね昭和30年までに築造され、保存地区内の伝統的な工法等によりその特性をよく維持していると認められる門、塀、門柱、石段、石積み側溝、石垣、石造物等とする。

## 2 環境物件（表6、図4）

保存地区内の歴史的風致を保存するため、特に必要と認められる庭園、樹木、生垣、竹等とする。

# 第4章 保存地区内における建造物等の保存整備計画

## 1 保存整備の考え方

保存地区内の伝統的建造物、これと一体をなす環境物件及び伝統的建造物以外の建造物等について、歴史的風致の維持・回復・形成を図るために、地区住民の理解と協力のもと快適な生活の確保と防災機能の向上を図りながら、修理・修景・復旧を進め、保存地区全体の景観を保存していくものとする。

## 2 保存整備計画

保存地区内の現状変更行為については歴史的風致を損なわないよう、条例及び別に定める「許可基準」の適切な運用に努める。

### （1）伝統的建造物の修理

#### ①伝統的建造物の保存整備

伝統的建造物の保存整備については、別に定める「修理基準」に基づく修理を行う。

#### ②伝統的建造物の復原

伝統的建造物の特性にそぐわない変更が加えられているものは、履歴を調査のうえ、然るべき状態に復するための修理を基本とする。

#### ③保存整備にあたっての防災機能の向上

保存整備にあたっては、構造耐力上必要な部分を補強、修理し、耐震性能等の防災機能の向上を図るように努める。

### （2）伝統的建造物以外の建造物の修景

伝統的建造物以外の建造物の新築、増築、改築、除却、移転、または修繕、模様替え若しくは色彩の変更については、伝統的建造物群の特性に調和するよう、別に定める「修景基準」に基づき修景を行う。

### （3）環境物件の復旧

環境物件の保存整備にあたっては、主として、現状維持または別に定める「復旧基準」に従って復旧する。

#### (4) 環境物件以外の環境要素の修景

環境物件以外の環境要素の修景は、歴史的風致と調和するよう、別に定める「修景基準」に基づき行う。

### 第5章 保存地区の保存のために特に必要と認められる助成措置等

#### 1 経費の補助

保存地区における建造物等の修理、修景、復旧及び管理に要する経費については、別に定める補助金交付要綱に基づき助成する。

#### 2 技術的援助

保存地区の歴史的風致を維持、形成するため、修理、現状維持、復旧及び修景等に関する専門家による設計相談等必要な技術的援助を行う。

#### 3 固定資産税等の軽減

保存地区内の土地及び家屋に係る固定資産税については、その軽減を図る。

#### 4 保存団体への助成

保存地区内の住民等により組織された保存団体に対して、保存に必要な活動に要する経費の一部を予算の範囲内において補助する。

### 第6章 保存地区の保存のため必要な管理運営及び設備並びに環境の整備計画

#### 1 管理施設等

保存地区に対する地区住民や来訪者の理解を深めるため、保存地区内の適切な箇所に標識、案内板、説明板等を設置する。また、既存施設や空き家等を利用して、来訪者へ地区の保存やまちづくりに関する様々な情報を提供するとともに、伝統的建造物の保存活用や管理、非伝統的建造物の修景等の相談、そして必要に応じて指導・助言を行う。

#### 2 防災施設等

保存地区を対象とした防災計画を策定し、災害に対する安全性の確保を図る。火災の早期発見、初期消火、延焼防止等を目的とした防災施設を整備するとともに、避難路の確保に努める。また、保存地区内の住民による自主的な防災活動を奨励し、防災意識の啓発と初期消火体制等の充実を図る。

地震に対しては、所有者に対して管理の徹底を奨励すると共に、保存修理の実施とあわせて適切な構造補強を行うよう指導、助言を行い、地区全体の耐震性の向上を図る。

現存する石垣などについては、将来的に地震や大雨による崩壊のおそれなども想定されるため、各々の状況把握及び安全度の調査・点検を定期的に実施するとともに、石垣

の安定化、排水路の確保などにも努める。また、空き家や土壟等で老朽化が著しいものについては早急に対策を講じる。

### 3 景観・住環境の整備等

保存地区において歴史を活かしたまちづくりを推進するため、町並みの履歴を考慮した環境整備を図るよう努める。街路灯等の整備については、保存地区の歴史的風致に調和したものになるよう努める。

訪問者等の駐車場及び誘導案内板、建築物等に設置する屋外広告物その他保存地区内の設置物等については、歴史的風致と調和した保存地区に相応しい整備を推進する。

## 第7章 保存地区の活性化施策

### 1 まちづくりの推進

保存地区の歴史的風致の維持、向上とともに、住民の生活環境の向上、観光などによる地域活性化などを図る。このために、保存地区を核として保存地区周辺の歴史的市街地など周辺地域の一体的な歴史的風致と連携した総合的なまちづくりを推進する。その際、住民と行政組織による相互扶助の協働を図り、主体的で効果的な推進体制に努める。

### 2 空き家対策

空き家となっている伝統的建造物は、空き家所有者と定住希望者のマッチングや、伝統的建造物での暮らしを体験する機会を設け、地域住民と協和し、地域に魅力を感じた方々には定住していただけるように、所有者等に働きかける。

### 3 周辺環境の整備

保存地区周辺地域においても、伝統的建造物や環境要素が多々所在しており、保存地区の歴史的風致を互いに補う役目も保持していることから、文化財保護法による文化財建造物の指定や登録制度及び関係省庁の補助事業を活用し、その保護保全を図ると共に、都市計画法に基づく地区計画等により、さらに良好な歴史的風致の維持・形成を目指す。

表1 修理・復旧基準

修理基準		
敷地	屋敷構え	
建築物	配置計画	
	規模 階数	原則として、履歴を調査のうえ、現状維持または然るべき旧状に復する。
	最高の高さ	
	軒高	
	形状 構造	
	屋根	
	外観意匠 表構え	
	外壁及び軒裏	
	色彩	
	住宅設備機器等	原則として、公道等から見える位置に設置しない。やむを得ず設置する場合は、植栽や格子等の囲いを設けて歴史的風致を損なわない措置を施す。
工作物	門	
	塀	
	石垣	原則として、履歴を調査のうえ、現状維持または然るべき旧状に復する。
	井戸	
	その他	

復旧基準		
環境物件	樹木・竹	
	生垣	歴史的風致の特性に倣い、現状維持及び保全、復旧する。
	その他	

表2 修景基準

修景基準						
基本的な考え方			北台、南台の伝統的建造物群の特性を維持したもので、伝統的町並み景観の形成に寄与するものであること。			
敷地	屋敷構え		可能な限り、現状の屋敷構えを維持して間口を細分化せず、敷地の履歴または近隣との調和を考えて、土塀、石垣、生垣等により敷地を囲繞する。			
	配置計画		履歴を調査のうえ、周囲の伝統的建造物と調和した位置とする。また主屋の壁面線は、原則として公道から(3m以上)後退させる。			
建築物	種別		主屋	付属屋		
				離れ	長屋門、四脚門	土蔵等
	規模	階数	2階建以下とする。 ただし、平屋建が望ましい。	同左。	平屋建とする。	2階建以下とする。
		最高の高さ	9m以下とし、周囲の伝統的建造物に配慮した高さとする。	同左。	5m以下とし、周囲の伝統的建造物を越えないこととする。	6.5m以下とし、周囲の伝統的建造物を越えないこととする。
		軒高	周囲の伝統的建造物と調和した高さとする。 【平屋建】4m以下とする。 【つし2階建】5m以下とする。 【本2階建】2階軒高を6m以下とする。	同左。	4m以下とし、周囲の伝統的建造物と調和した高さとする。	5m以下とし、周囲の伝統的建造物に配慮した高さとする。
	形状		原則として、木造とする。			原則として、木造大壁造りとする。
	屋根 形式	寄棟造、入母屋造、切妻造のいずれかとする。ただし、平屋建の場合は、寄棟造平入が望ましい。	寄棟造、入母屋造、切妻造のいずれかとする。	寄棟造、入母屋造、または切妻造のいずれかで、平入とする。	切妻造とする。	

	勾配	原則として、茅葺(茅葺型金属板葺を含む)は6.5／10～10.0／10勾配とし、瓦葺は4.0／10～6.0／10勾配とする。	4.0／10 ～7.0／10勾配とする。
	材料	茅葺またはいぶし瓦の棧瓦葺とし、茅葺型のみ金属板葺も可とする。下屋をめぐらす場合はいぶし瓦の棧瓦葺とする。	いぶし瓦の棧瓦葺とする。下屋をめぐらす場合はいぶし瓦の棧瓦葺とする。
	庇	原則として、腕木庇とし、いぶし瓦の棧瓦葺または銅板葺とする。	瓦庇とする。
外観意匠	基礎	周囲の伝統的建造物に調和させた仕上げとする。	
	建具	木製とする。位置、種類及び意匠は伝統的な形式に倣つたものとする。	
	外壁及び軒裏	外壁は真壁造漆喰仕上げとする。ついで2階建の上屋と下屋の間は大壁造は可とする。土蔵は大壁造白漆喰仕上げのみとする。 腰板は目板付き縦板張りや横板張り押さえ縁付きなどの伝統的な形式、意匠とし、木部の色彩は古色仕上げ、生地仕上げその他これらに類する仕上げとする。 軒裏は垂木及び野地板あらわしや小舞付きの化粧野地とする。土蔵は白漆喰仕上げとする。	
	色彩	周囲の伝統的建造物の特性を維持したものとし、歴史的風致との調和を図る。	
	住宅設備機器等	原則として、公道等から見える位置に設置しない。やむを得ず設置する場合は、植栽や格子等の囲いを設けて歴史的風致を損なわない措置を施す。	
	門・門柱	原則として、土地の履歴を調査のうえ、歴史的風致に配慮する。  【旧状が不明な場合】 位置や高さは周囲の伝統的建造物と調和したものとする。	
工作物	塀	構造、形式、外部意匠は伝統的建造物に準ずる。 原則として伝統的工法、材料を用いる。 木部の色彩は古色仕上げ、生地仕上げその他これらに類する仕上げとする。	
	石垣・石段	原則として、履歴を調査のうえ復元する。旧状が不明な場合は周囲の伝統的建造物の特性・旧状に調和したものとする。	
	生垣	原則として、履歴を調査のうえ復元する。  【旧状が不明な場合】 位置や高さは周囲の環境物件と調和したものとする。 生垣はマキ類、ササ類、タケ、カイズカイブキ、スギ等、その他これらに類し、	

	北台、南台の特性を維持したものとする。
駐車場・車庫	駐車場を設ける場合は、塀や生垣を設け、車両が道路から見えにくくする。また、車庫の場合は、階数は平屋建、形式は妻入とするが、その他は門の修景基準に従うものとする。

※市長及び杵築市教育委員会が特に必要と認め、杵築市伝統的建造物群保存地区保存審議会の承認を得られたものは上記の基準にかかわらず、この限りでない。

表3 許可基準

許可基準		
基本的な考え方		北台、南台の歴史的風致と調和するものとすること。
敷地	屋敷構え	原則として、履歴を調査のうえ、旧状を考慮した屋敷構えとする。 旧状が不明な場合は、可能な限り、現状の屋敷構えを維持し、間口を細分化せず、原則石垣の上に土塀、生垣等により敷地を囲繞する。
	配置計画	周囲の伝統的建造物と調和した位置とする。 また主屋の壁面線は、原則として道路境界から(3m以上)後退させる。
規模		階数 2階建以下とする。
最高の高さ		10m以下とし、周囲の伝統的建造物に配慮した高さとする。
軒高		周囲の伝統的建造物と調和した高さとする。
建築物	構造	原則として、木造とする。
	屋根	形式 2方向以上の勾配屋根とする。
		勾配 歴史的風致を損なわないものとする。
	材料	原則として、いぶし瓦の桟瓦葺とする。
	庇	庇を設ける場合、伝統的建造物との調和を図る。
外観意匠	基礎	周囲の伝統的建造物と調和したものとする。
	建具	歴史的風致を損なわないものとする。
	外壁及び軒裏	歴史的風致を損なわないものとする。
	色彩	歴史的風致を損なわないものとする。
住宅設備機器等		原則として、公道等から見える位置に設置しない。やむを得ず設置する場合は、植栽や目隠し等の囲いを設けて歴史的風致を損なわない措置を施す。
工作物	門	歴史的風致と調和させる。
	塀	
	石垣	原則として、伝統的な石積みを基本とした構築とする。
	屋外広告物	歴史的風致と調和させる。掲出数は必要最小限とし、大きさ・位置・色彩等については、周囲の景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。

環境要素	樹木・竹	歴史的風致と調和させる。
	生垣	
駐車場・車庫		駐車場を設ける場合は、原則柵や生垣等を設けるなどして、歴史的風致と調和したものとする。また、車庫の場合は、建築物の許可基準に従うものとする。
土地の形質の変更		変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。空地が生じた場合は、歴史的風致を損なわないよう適切な管理運営を図る。
木竹の伐採・植栽		伐採・植栽後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。
土石類の採取		採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。

※市長及び杵築市教育委員会が特に必要と認め、杵築市伝統的建造物群保存地区保存審議会の承認を得られたものは上記の基準にかかわらず、この限りでない。

表4 伝統的建造物（建築物）

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考
1	建01	主屋	1棟	北台 207 番地 1	
2	建02	土蔵	1棟	北台 207 番地 1	
3	建03	長屋門	1棟	北台 207 番地 1	
4	建04	主屋	1棟	北台 208 番地 1	
5	建05	主屋	1棟	北台 211 番地 1	
6	建08	主屋	1棟	北台 215 番地 2	
7	建09	長屋門	1棟	北台 215 番地 2	
8	建11	主屋	1棟	北台 220 番地	
9	建12	離れ	1棟	北台 220 番地	
10	建13	土蔵	1棟	北台 220 番地	
11	建14	長屋門	1棟	北台 220 番地	
12	建15	主屋	1棟	北台 221 番地 1	
13	建17	主屋	1棟	北台 206 番地 1	
14	建18	主屋	1棟	北台 206 番地	
15	建21	主屋	1棟	北台 199 番地	
16	建22	主屋	1棟	北台 266 番地 1	
17	建24	主屋	1棟	北台 261 番地 1	
18	建25	主屋	1棟	北台 241 番地 1	
19	建27	主屋	1棟	北台 246 番地	
20	建29	主屋	1棟	谷町 169 番地 4	
21	建30	主屋	1棟	本丁 193 番地 1	
22	建31	長屋門	1棟	本丁 193 番地 1	
23	建32	主屋	1棟	本丁 188 番地 1	
24	建38	主屋	1棟	本丁 184 番地 1	
25	建39	主屋	1棟	本丁 197 番地 3	
26	建42	主屋	1棟	本丁 225 番地 2	
27	建43	長屋	1棟	本丁 225 番地 1	
28	建45	主屋	1棟	本丁 222 番地 1	
29	建46	主屋	1棟	本丁 221 番地 1	
30	建50	主屋	1棟	台茶屋 180 番地 2	
31	建57	主屋	1棟	裏丁 253 番地	
32	建59	主屋	1棟	裏丁 237 番地	
33	建62	主屋	1棟	裏丁 238 番地 1	

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考
34	建 63	離れ	1 棟	裏丁 238 番地 1	
35	建 64	四脚門	1 棟	裏丁 238 番地 1	
36	建 65	主屋	1 棟	裏丁 245 番地	

表5 伝統的建造物（工作物）

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考
1	工01	石垣	1基	北台207番地1外	
2	工02	石垣	1基	北台208番地1	
3	工04-1	土塀	1棟	北台211番地1	
4	工04-2	石垣	1基	北台211番地1	
5	工04-3	薬医門	1棟	北台211番地1	
6	工05-1	土塀	1棟	北台212番地1	
7	工05-2	石垣	1基	北台212番地1	
8	工06	石垣	1基	下町132番地	
9	工07-1	土塀	1棟	下町131番地	
10	工07-2	石垣	1基	下町131番地	
11	工08-1	石段	1基	北台211番地1地先	勘定場の坂
12	工08-2	石積み側溝	1基	北台211番地1地先	勘定場の坂の南側
13	工08-3	石積み側溝	1基	北台211番地1地先	勘定場の坂の北側
14	工09-1	土塀	1棟	北台213番地	
15	工09-2	石垣	1基	北台213番地	
16	工11-1	土塀	1棟	北台215番地1外	
17	工11-2	石垣	1基	北台215番地1外	
18	工12-1	土塀	1棟	北台216番地1	
19	工12-2	石垣	1基	北台216番地1	
20	工12-3	薬医門	1棟	北台216番地1	
21	工13-1	土塀	1棟	北台220番地	
22	工13-2	石垣	1基	北台220番地	
23	工14-1	土塀	1棟	北台221番地1外	
24	工14-2	石垣	1基	北台221番地1外	
25	工15-1	石段	1基	北台235番地1地先	番所の坂
26	工15-2	石積み側溝	1基	北台235番地1地先	番所の坂の西側
27	工16	石段	1基	北台207番地1地先	酢屋の坂
28	工17	石塀	1棟	北台207番地1地先	酢屋の坂内
29	工18-1	土塀	1棟	北台206番地1	
30	工18-2	石垣	1基	北台206番地1	
31	工19	石垣	1基	北台204番地1外	
32	工21	石垣	1基	北台202番地2	
33	工22-1	石塀	1棟	北台199番地	

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考
34	工 22-2	門柱	1 対	北台 199 番地	
35	工 23	石垣	1 基	北台 242 番地 1 外	
36	工 24	石垣	1 基	北台 243 番地 1	
37	工 25	石垣	1 基	北台 245 番地 1	
38	工 26-1	土壙	1 棟	北台 261 番地 1	
39	工 26-2	石垣	1 基	北台 261 番地 1	
40	工 27	石垣	1 基	北台 245 番地 9	
41	工 28	石垣	1 基	北台 241 番地 1	
42	工 31-1	土壙	1 棟	北台 246 番地	
43	工 31-2	石垣	1 基	北台 246 番地	
44	工 32-1	石段	1 基	谷町 169 番地 4 地先	塩屋（志保屋）の坂
45	工 32-2	石積み側溝	1 基	谷町 169 番地 4 地先	塩屋（志保屋）の坂の西側
46	工 32-3	石積み側溝	1 基	谷町 169 番地 4 地先	塩屋（志保屋）の坂の東側
47	工 33	石橋	1 基	谷町 169 番地 4 地先	塩屋（志保屋）の坂内
48	工 34	石垣	1 基	谷町 169 番地 4	
49	工 35	石垣	1 基	本丁 193 番地 1	
50	工 36	石垣	1 基	本丁 188 番地 1	
51	工 37	石垣	1 基	本丁 196 番地 1	
52	工 38	石垣	1 基	本丁 194 番地 1	
53	工 42	石垣	1 基	本丁 224 番地 1	
54	工 43	石垣	1 基	本丁 225 番地 2	
55	工 44	石垣	1 基	本丁 225 番地 3	
56	工 46	石垣	1 基	本丁 215 番地 1	
57	工 48-1	石垣	1 基	本丁 222 番地 1	
58	工 48-2	煉瓦壙	1 棟	本丁 222 番地 1	
59	工 48-3	石垣	1 基	本丁 222 番地 1	
60	工 50	石垣	1 基	本丁 220 番地 1	
61	工 51	石垣	1 基	本丁 230 番地 1	
62	工 52-1	土壙	1 棟	本丁 214 番地 1	
63	工 52-2	石垣	1 基	本丁 214 番地 1	

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考
64	工 52-3	薬医門	1 棟	本丁 214 番地 1	
65	工 53	石垣	1 基	台茶屋 180 番地 2	
66	工 61-1	石垣	1 基	裏丁 253 番地	
67	工 61-2	薬医門	1 棟	裏丁 253 番地	
68	工 62	石垣	1 基	裏丁 236 番地 4	
69	工 63-1	土塀	1 棟	裏丁 237 番地	
70	工 63-2	石垣	1 基	裏丁 237 番地	
71	工 63-3	薬医門	1 棟	裏丁 237 番地	
72	工 64-1	土塀	1 棟	裏丁 238 番地 1	
73	工 64-2	石垣	1 基	裏丁 238 番地 1	
74	工 66	石垣	1 基	裏丁 242 番地 1	
75	工 67	石垣	1 基	裏丁 242 番地 2	
76	工 68	石垣	1 基	裏丁 242 番地 2	
77	工 70-1	石段	1 基	裏丁 245 番地地先	飴屋の坂
78	工 70-2	石積み側溝	1 基	裏丁 245 番地地先	飴屋の坂の西側
79	工 70-3	石積み側溝	1 基	裏丁 245 番地地先	飴屋の坂の東側
80	工 71-1	石垣	1 基	裏丁 245 番地	
81	工 71-2	薬医門	1 棟	裏丁 245 番地	
82	工 72	薬医門	1 棟	本丁 221 番地 1	

表6 環境物件

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考
1	環 01	庭園	1 園	北台 207 番地 1	
2	環 02	樹木	1 本	北台 208 番地 1	マツ
3	環 03	庭園	1 園	北台 211 番地 1	
4	環 04	生垣	1 基	北台 202 番地 2	マキ類
5	環 06	樹木	1 園	本丁 193 番地 1	ソテツ
6	環 07	生垣	1 基	本丁 194 番地 1	マキ類
7	環 08	生垣	1 基	本丁 224 番地 1	マキ類
8	環 10	生垣	1 基	本丁 215 番地 1	マキ類
9	環 11	生垣	1 基	本丁 222 番地 1	マキ類
10	環 12	生垣	1 基	本丁 220 番地 1	マキ類
11	環 15	生垣	1 基	裏丁 242 番地 1	マキ類









